

令和5年度

決算審査報告書

只見町監査委員

## 令和5年度只見町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の審査報告書

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された「令和4年度只見町一般会計歳入歳出決算書及び各特別会計歳入歳出決算書」について審査を行なったので、その結果について報告書を提出する。

### 1. 審査の概要

#### 1) 審査の対象

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 令和4年度  | 只見町一般会計歳入歳出決算書           |
| (2) 令和4年度  | 只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書   |
| (3) 令和4年度  | 只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算書   |
| (4) 令和4年度  | 只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書    |
| (5) 令和4年度  | 只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書     |
| (6) 令和4年度  | 只見町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算書   |
| (7) 令和4年度  | 只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算書 |
| (8) 令和4年度  | 只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算書       |
| (9) 令和4年度  | 只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算書     |
| (10) 令和4年度 | 只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算書      |

#### [付属書類]

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ○ 令和4年度 | 只見町各会計歳入歳出決算事項別明細書 |
| ○ 令和4年度 | 只見町各会計実質収支に関する調書   |
| ○ 令和4年度 | 一般会計歳入歳出決算資料       |
| ○ 令和4年度 | 財産に関する調書           |

## 2) 審査の実施期間及び実施者

実施期間	令和5年8月1日、2日、3日、4日、28日 (5日間)	
実施者名	只見町代表監査委員	吉津文裕
	只見町議会選出監査委員	酒井右一

## 3) 審査の手続き

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書について関係法令に準拠して作成されたことを確認するとともに予算の執行状況が適正かつ効率的に行なわれていたかについて審査した。

具体的には、「主要施策報告書」、「歳入歳出決算資料」等に基づき、各課長または副課長等から所管する事務概要及び成果等について説明を受け審査を行なった。

なお、審査の方法は試査を基礎として行なった。

## 2. 審査の結果

- 1) 令和4年度只見町一般会計歳入歳出決算書及び各特別会計歳入歳出決算書収支の計数は、正確であることを認めた。
- 2) 令和4年度只見町各会計実質収支に関する調書に示された計数は、正確であることを認めた。
- 3) 令和4年度只見町財産に関する調書に示された計数は、適正に処理され正確であることを認めた。
- 4) なお、前述の1)、2)、3)を含む審査の中で特に改善等の対応を必要とする事項について、別途個別に意見を付している。

## 3. 令和4年度決算の特徴と規模

財源の50%以上を占める地方交付税は、普通交付税、特別交付税ともに増額し、対前年度比約202,396千円の増額となった。

投資的事業のうち普通建設事業費は、駅前賑わい創出事業、公営住宅整備事業の影響により、対前年度比約250,705千円増額した。災害復旧事業費は、墓地災害復旧事業の完了により、対前年度比約3,377千円減額した。投資的事業全体では、対前年度比約247,328千円増額した。

令和4年度の一般会計及び特別会計の9会計を合わせた総計予算額は、8,688,813千円であり、前年度比1.6%減である。これに対して、総計決算額は、歳入で8,595,612千円（前年度比1.2%減）、歳出で8,404,660千円（前年度比1.7%減）となり、全会計における歳入歳出差引額は、190,952千円（前年度比24.8%増）となった。

一般会計における収支は、翌年度に繰り越すべき財源60,897千円を控除した実質収支額は、90,124千円（前年度比3.0%増）となった。

<収支概要>

単位：円

会計名	当初予算額	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	
一般会計	5,620,000,000	6,208,905,000	6,128,240,684	5,977,219,756	151,020,928	
特別会計	国保事業	500,000,000	376,303,000	376,306,545	376,250,428	56,117
	国保施設	428,000,000	393,889,000	384,990,514	384,114,435	876,079
	後期高齢	143,000,000	152,775,000	152,833,255	152,624,823	208,432
	介護保険	783,000,000	776,870,000	776,603,745	757,840,485	18,763,260
	介護老人	302,000,000	278,117,000	278,126,736	277,813,577	313,159
	地域包括	14,000,000	13,831,000	13,820,419	13,820,419	0
	簡易水道	166,000,000	163,123,000	163,353,167	162,875,636	477,531
	集落排水	318,000,000	308,490,000	304,823,594	301,864,199	2,959,395
	朝日財産区	16,600,000	16,510,000	16,514,250	236,750	16,277,500
合計	8,290,600,000	8,688,813,000	8,595,612,909	8,404,660,508	190,952,401	

#### 4. 一般会計

##### 1) 歳入決算

歳入決算は、6,128,240千円（前年度比1.1%減）である。特徴的な科目として、第1款町税は、法人町民税現年分が減少したが、個人町民税現年分や固定資産税現年分の増加により、全体で前年度比3.4%増となっている。

なお、不納欠損処分は個人町民税分で1件、固定資産税滞納繰越分で5件、合計341千円実施している。

<町税の調定・収入状況>

単位：千円／率(%)

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収入率	前年度収入額	増減比率
町民税 (個人:現年分)	161,673	161,270	52	350	99.8	136,253	18.4
町民税 (個人:滞納分)	179	62	0	117	34.6	40	55.0
町民税 (法人:現年分)	24,231	24,231	0	0	100	33,358	△27.4
町民税 (法人:滞納分)	0	0	0	0	—	0	0
固定資産税 (現年分)	640,371	637,663	0	2,708	99.6	625,171	2.0
固定資産税 (滞納分)	5,982	453	288	5,241	7.6	574	△21.1
国有資産等所在 市町村交付金	14,157	14,157	0	0	100	13,395	5.7
軽自動車税	14,181	14,070	0	110	99.2	13,891	1.3
軽自動車税 環境性能割	1,415	1,415	0	0	100	845	67.5
たばこ税	21,908	21,908	0	0	100	22,654	△3.3
入湯税	2,882	2,882	0	0	100	2,461	17.1
合計	886,983	878,115	340	8,527	99.0	848,645	3.5

<近年における町税収入の状況>

単位：百万円

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
878	848	865	891	882	898	903	913

第11款地方交付税は歳入全体の54.8%を占めており、普通交付税、特別交付税ともに前年度よりも増額したため、全体で前年度対比6.4%増となっている。第15款国庫支出金は、地方創生推進交付金事業3,348千円、新型コロナウイルス感染対策関係交付金47,389千円がそれぞれ減額となったことが大きく影響し、前年度対比12.5%減となった。第19款繰入金は、黒谷発電所地域振興対策事業基金、JR只見線ゆめ基金の事業により前年度対比42.1%増となった。

なお、一般会計全体の収入未済額は、前年度比1,599,290円増の10,652千円を計上した。

< 款別歳入決算額比較表 >

単位：円／率(%)

款	令和4年度			令和3年度	増減比率
	決算額	不納欠損額	収入未済額	決算額	
1 町税	878,115,447	340,898	8,527,625	848,645,771	3.5
2 地方譲与税	71,777,000			70,113,000	2.4
3 利子割交付金	128,000			230,000	△44.3
4 配当割交付金	1,283,000			1,606,000	△20.1
5 株式等譲渡所得割交付金	901,000			1,697,000	△46.9
6 地方消費税交付金	105,831,000			105,579,000	0.2
7 自動車取得税交付金	0			0	0
8 自動車税環境性能割交付金	4,254,000			3,997,383	6.4
9 法人事業税交付金	8,516,000			6,815,000	25.0
10 地方特例交付金	1,283,000			12,920,000	△90.1
11 地方交付税	3,358,293,000			3,155,897,000	6.4
12 交通安全対策特別交付金	526,000			608,000	△13.5
13 分担金及び負担金	7,561,885			5,580,541	35.5
14 使用料及び手数料	38,344,715			37,544,989	2.1
15 国庫支出金	413,446,663			471,846,815	△12.4
16 県支出金	263,861,111			267,257,103	△1.3
17 財産収入	27,569,975			169,756,567	△83.8
18 寄附金	34,174,618			39,829,438	△14.2
19 繰入金	122,061,844			85,850,055	42.2
20 繰越金	78,005,549			141,378,235	△44.8
21 諸収入	114,706,877		2,124,000	97,104,579	18.1
22 町債	597,600,000			670,500,000	△10.9
歳入合計	6,128,240,684	340,898	10,651,625	6,495,715,493	△1.1

※令和4年度一般会計歳入歳出決算資料より抜粋

## 2) 歳出決算

歳出決算は、5,977,219千円（前年度比1.6%減）である。変動のあった特徴的な科目として、第2款総務費は地域振興基金積立金の減により前年度比9.6%減となった。第6款農林水産業費は交流施設改修事業の減により前年度比6.9%減となった。第7款商工費は観光施設等整備基金積立金の減により前年度比29.9%減となった。第9款消防費は、広域市町村圏組合負担金等の増により、前年度比25.8%増となった。第10款教育費は、ただみモノとくらしのミュージアム施設整備事業等の完了により、前年度比14.6%減となった。

なお、繰越明許費繰越額111,061千円を計上したが、森林の分校ふざわ改修事業、橋梁長寿命化事業、集会施設整備事業等にかかるものである。

また不用額は、対前年比37,588千円増の120,624千円となった。

< 款別歳出決算額比較表 >

単位：千円／率(%)

款	令和4年度				令和3年度	
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比
1 議会費	68,795	1.2	△3,378	△4.7	72,173	1.2
2 総務費	1,005,116	16.8	△125,670	△11.1	1,130,786	18.6
3 民生費	806,837	13.5	△38,477	△4.6	845,314	13.9
4 衛生費	398,441	6.7	27,020	7.3	371,421	6.1
5 労働費	5,667	0.1	5,574	5993.5	93	0.0
6 農林水産業費	463,795	7.8	△34,129	△6.9	497,924	8.2
7 商工費	526,697	8.8	△235,914	△30.9	762,611	12.6
8 土木費	1,086,754	18.2	279,784	34.7	806,970	13.3
9 消防費	296,203	5	60,503	25.7	235,700	3.9
10 教育費	592,852	9.9	△101,543	△14.6	694,395	11.4
11 災害復旧費	1,526	0	△3,376	△68.9	4,902	0.1
12 公債費	724,531	12.1	75,076	11.6	649,455	10.7
13 予備費	0	0	0	0	0	0
歳出合計	5,977,219	100	△94,531	△1.6	6,071,750	100

※令和4年度一般会計歳入歳出決算資料より抜粋

< 町債の発行と償還・残高状況表 > ( ) は償還利子額

単位：千円

会計名	4年度発行額	4年度償還額	4年度末残高	3年度末残高
一般会計	597,600	(12,622) 711,805	6,316,798	6,431,003
特別会計	83,400	(28,312) 188,735	2,192,751	2,298,086
総合計	681,000	(40,934) 900,540	8,509,549	8,729,089

## 5. 財政の分析

### 1) 実質収支比率

実質収支比率は、財源の有効活用という観点から、概ね標準財政規模の3~5%程度が望ましいとされている。

令和4年度の実質収支比率は2.4%となり、前年度より0.1ポイント増加している。

単位：千円

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実質収支額	90,124	87,526	117,113	76,318	118,561
標準財政規模	3,828,172	3,864,373	3,513,588	3,357,671	3,403,950
実質収支比率	2.4%	2.3%	3.3%	2.3%	3.5%

## 2) 財政力指数

財政力指数は、町税の収入能力がどの程度か、地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示すものである。

令和4年度の財政力指数は0.22となり、前年度より0.01ポイント減少している。

単位：千円

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
基準財政収入額	787,254	740,176	783,044	760,059	756,245
基準財政需要額	3,581,969	3,504,783	3,198,665	3,044,316	3,031,868
財政力指数 (単年度)	0.22	0.23	0.25	0.25	0.25

## 3) 経常収支比率

経常収支比率は、一般的に70～80%が適正水準といわれており、これを超えるとその地方自治体の財政の弾力性を失いつつあると考えられている。

令和4年度の経常収支比率は84.0%であり、前年度より4.7ポイント増加している。

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
経常収支比率	84.0%	79.3%	82.5%	80.8%	81.4%

## 4) 実質公債費比率、公債費負担比率

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つとなっている。

令和4年度は3.2%であり、元利償還金の増により昨年度比0.2ポイントの増となった。早期健全化基準とされる「25%」を下回っている。

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を示す比率で、令和4年度は15.2%であり、前年度より1.2ポイント上昇している。財政運営上危険ラインとされる「20%」を下回っている。

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	3.2%	3.0%	3.0%	3.0%	3.2%
公債費負担比率	15.2%	14.0%	12.4%	12.3%	12.1%

## 6. 個別意見

### ・委託料及び負担金及び補助金交付金について

只見町は財政力が低下する中、委託料、負担金及び補助金は年々増加傾向にある。これら委託料・補助金等の支出に当たっては事業の成果及び将来見通しを十分精査し、「只見町中期財政見通し」及び「只見町行政改革大綱」に照らし、事業の適切な運用を図られたい。

なお、平成26年4月から5年間にわたり実施された、「只見町宿泊・飲食持続化創業支援事業」については、その目的とする効果が見られず、反対に当該の対象事業者は衰退している。

この事業は産業振興の根幹にかかわる事業であり、投下した補助金も81,410千円に上る。町長は当該事業の主旨を踏まえ、適切にその効果及び成果が具体的な事実として現れるよう努力すべきである。当該補助事業の一部に、「只見町宿泊・飲食持続化創業支援事業補助金交付要綱」及びその募集要項に該当しない事例がある。これについては、昨年度の決算監査報告書で相当踏み込んだ監査意見を記したが、令和4年度会計出納閉鎖期限を過ぎても、未だに補助金が返還されないままになっている。

納税義務を課され、勤勉に納税される町民にとっては憤懣やるかたないものである。早急に当該補助金を返還させられたい。

更に、精算終了する「一般社団法人観光まちづくり協会」に対し、清算のための補助金として10,410千円を支出している。補助金の理念及び各法令に照らし、この支出が適切であったとは言えないものである。

### ・人材の確保と住民福祉の充実について

より質の高い「住民福祉の向上」を求めるには人材の確保が重要かつ急務である。特に医療や保育・福祉の現場に人材が不足し業務に顕著な支障をきたしている。為すべき行政に支障のないよう早急に人材確保を行うべきである。

### ・住民と行政の協働強化について

少子高齢化が極度に進行している。また、人口の減少は予測を上回る勢いで進んでいて、各集落においては社会機能が喪失しつつある。行政と住民の協働がなければ基礎自治体は崩壊する。厳しい現実を回避し社会機能を維持するため、住民自治の強化を図る必要がある。そのため、住民と行政の協働を強く推し進め、住民自治の強化を図るべきである。